

## 稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱

平成27年2月3日付け26生産第2687号  
農林水産事務次官依命通知

### (通則)

第1 稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、稲作農業の体質強化緊急対策実施要綱（平成27年2月3日付け26生産第2685号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付金に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 補助金は、実施要綱第2に定める事業を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県農業再生協議会（直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第2の1の（2）に規定する都道府県農業再生協議会をいう。以下「補助事業者」という。）が行う稲作農業の体質強化緊急対策事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

### (流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる1から3までの相互間における経費の流用をしてはならない。

### (申請手続)

第5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

ない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第6 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第7 地方農政局長等は、第5の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

（申請の取下げ）

- 第8 補助事業者は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

- 第9 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届けなければならない。
  - 2 補助事業者は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
  - 3 補助事業者は、第2項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第10 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。
  - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。

く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表に定めるところによる。

(概算払の請求)

第12 補助事業者は、第7の規定による交付決定通知があり、補助金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号による概算払請求書正副2部を官署支出官地方農政局総務部長（北海道にあっては北海道農政事務所総務管理官、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局総務部長をいう。以下「官署支出官」という。）に提出するものとする。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(事業遅延の届出)

第13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14 補助事業者は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第5号による実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第5第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について別記様式第6号による消費税等相当額報告書を速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第15第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15 地方農政局長等は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第16 地方農政局長等は、第10の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第17 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(間接補助金の交付の際付すべき条件)

第18 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第9から第17までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

別表（第3、第4及び第11関係）

区分	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 稲作農業体 質強化緊急対 策事業	実施要綱第2の 1の事業に要す る経費	定額（実施 要綱に定め る額とす る。）	1 事業費又は国庫補 助金の30%以内の減 2 事業費の30%以内 の増	事業の中止又は 廃止以外の変更
2 米穀周年供 給・需要拡大 緊急支援事業	実施要綱第2の 2の事業に要す る経費	定額、1/2 以内		
3 推進事務費	事業実施に係る 都道府県農業再生 協議会及び地域農 業再生協議会（直 接支払推進事業実 施要綱第2の2の （2）に規定する 地域農業再生協議 会をいう。）の事務 に要する経費	定額		

別記様式第1号（第5関係）

平成〇〇年度 稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金  
交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿  
〔 北海道にあつては北海道農政事務  
所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄  
総合事務局長 〕

所在地  
団体名 〇〇都道府県農業再生協議会  
代表者名 印

下記のとおり事業を実施したいので、稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業 に要する 経費 (A+B) 円	負担区分		補助率	備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円		
1 稲作農業体質強化緊急 対策事業					
2 米穀周年供給・需要拡 大緊急支援事業					
3 推進事務費					
合 計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2の事業において、補助率の異なるメニューを実施する場合は二段書きとすること。

4 事業の完了予定年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算

(1)収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2)支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 稲作農業体質 強化緊急対策事 業	円	円	円	円	
2 米穀周年供給 ・需要拡大緊急 支援事業					
3 推進事務費					
合 計					

6 添付書類

稲作農業の体質強化緊急対策事業実施計画

別記様式第2号（第9関係）

契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。



別記様式第3号（第10関係）

平成〇〇年度 稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金  
変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿  
〔 北海道にあつては北海道農政事務  
所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄  
総合事務局長 〕

所在地  
団体名 〇〇都道府県農業再生協議会  
代表者 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第4号（第12関係）

平成〇〇年度 稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

官署支出官〇〇〇農政局総務部長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務  
所総務管理官、沖縄県にあつては内  
閣府沖縄総合事務局総務部長 〕

所在地  
団体名 〇〇都道府県農業再生協議会  
代表者 印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあつた事業について、稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区 分	補助事業 に要する 経費	国庫 補助金	既受領額		今回請求額		残 額		事業完了 予定年月日	備 考
			金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高		
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%		

注：「区分」の欄には、別紙様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号（第14第1項関係）

平成〇〇年度 稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金  
実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿  
〔 北海道にあつては北海道農政事務  
所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄  
総合事務局長 〕

所在地  
団体名 〇〇都道府県農業再生協議会  
代表者 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- （注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- 2 なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の5（2）の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付書類については、地域農業再生協議会ごとの内訳及び米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業の事業実施主体ごとの内訳を記載した資料の写しを添付し、交付金交付申請書又は変更等承認申請書に添付した稲作農業の体質強化緊急対策事業実施計画のうち、変更があつたものだけに限り添付すること。

別記様式第6号（第14第3項関係）

平成〇〇年度 稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金  
の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿  
〔 北海道にあつては北海道農政事務  
所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄  
総合事務局長 〕

所 在 地  
団 体 名 〇〇都道府県農業再生協議会  
代 表 者 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金について、稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱第14第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る<br>消費税等相当額                       | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額               | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）                                       | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料